

開成町建物等における物品の堆積による不良な状態の解消及び発生防止のための支援及び措置に関する条例（案）

（目的）

第1条 この条例は、町民が居住する建物等における物品の堆積による不良な状態の発生を未然防止するとともに、不良な状態の解消を図り、かつ、再び発生させないための支援及び措置に関し必要な事項を定めることにより、町民の安全で健康かつ快適な生活環境を確保することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） 不良な状態 物品の堆積により、次のいずれかの状態が生じているなど、当該物品が堆積している場所の周辺的生活環境が著しく損なわれている状態をいう。
 - ア 悪臭が発生している状態
 - イ ゴキブリ、ねずみ等の害獣虫が発生している状態
 - ウ 火災等又は物の崩壊が発生するおそれがある状態
- （2） 堆積物 堆積することにより不良な状態の原因となっている物品をいう。
- （3） 堆積者 物品を堆積させることにより、自らが居住し、又は占有する建物等に不良な状態を発生させている者（自然人に限る。）をいう。
- （4） 建物等 町内に存する建物（共同住宅その他これに類する多数の人の居住の用に供する住宅にあっては、居住の用に供する各部分及び当該各部分の周辺の共用部分）及びその敷地をいう。
- （5） 町民 町内に居住し、滞在し、通勤し、又は通学する者をいう。
- （6） 支援 町又は地域住民、関係機関その他の関係者（以下「地域住民等」という。）が講ずる不良な状態の解消及び発生の防止を図るための対策（措置を除く。）をいう。
- （7） 措置 第9条から第11条までに規定する建物等における不良な状態の解消を図るための対策をいう。

（基本方針）

第3条 建物等における不良な状態の解消及び発生の防止は、次に掲げる基本方針に基づき推進されるものとする。

- （1） 建物等における不良な状態は、堆積者が自ら解消することを原則とすること。
- （2） 建物等における不良な状態の発生の背景には、地域社会における孤立等の生活上の諸課題があり得ることを踏まえ、福祉的観点から当該生活上の諸課題を抱える者に寄り添った支援を行うこと。
- （3） 町及び地域住民等並びに堆積者が協力して、建物等における不良な状態の発生の防止に努めるとともに、不良な状態の解消のために必要と

認める場合は、解消に向けた対策を行うこと。

- (4) 建物等における不良な状態の解消に取り組むに当たっては、支援を基本とし、必要に応じて措置を適切に講ずること。

(町の責務)

第4条 町は、町民が居住する建物等が不良な状態にあり、又は不良な状態になるおそれがあるときは、前条の基本方針にのっとり、地域住民等と協力して、その原因、経緯等の検証に努め、第1条の目的を達成するために必要な対策を総合的に講ずるものとする。

(町民の責務)

第5条 町民は、その所有し、管理し、又は占有する建物等を不良な状態にしてはならない。

2 町民は、近隣の住民と相互に協力して、その居住する地域に存する建物等が不良な状態になることのないよう努めなければならない。

3 町民は、第1条の目的を達成するため、町が実施する対策に協力するよう努めなければならない。

(所有者等の責務)

第6条 建物等の所有者又は管理者（当該建物等に係る堆積者を除く。以下「所有者等」という。）は、その所有し、又は管理する建物等が不良な状態とならないよう努めなければならない。

2 建物等の所有者等は、その所有し、又は管理する建物等が不良な状態となった場合においては、当該建物等に係る堆積者と協力し、不良な状態を解消するよう努めなければならない。

3 建物等の所有者等は、第1条の目的を達成するため、町が実施する対策に協力するよう努めなければならない。

(支援)

第7条 町長は、建物等における不良な状態の解消及び発生の防止を図るため、堆積者及び地域住民等からの相談に適切に応じるとともに、建物等における不良な状態の解消及び発生の防止を図るために必要があると認めるときは、当該建物等における物品等の堆積の状態を可能な限り調査し、把握した上で、堆積者及び地域住民等に対して必要な情報の提供、助言その他の支援を行うものとする。

2 町長は、堆積者に対して介護保険法（平成9年法律第123号）その他の法令等の規定に基づく手続に関する情報の提供、相談、助言その他の支援を行うものとする。

3 町長は、同条1項の支援に係る建物等における不良な状態（当該物品の堆積等がされた建物等の近隣における生活環境が損なわれている状態にあるもの又は当該建物等における生活環境が損なわれ、かつ、その近隣における生活環境が損なわれるおそれがある状態にあるものに限る。）を堆積者が自ら解消することが困難であると認める場合は、当該不良な生活環境の原因となっている堆積物のうち、一般廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭

和 45 年法律第 137 号)第 2 条第 2 項に規定する一般廃棄物(事業活動に伴って生じたものを除く。)をいう。)に該当するものの排出の支援を行うことができる。

4 町長は、前項の支援を行おうとする場合は、あらかじめ、堆積者に対し必要な説明を行い、その同意を得なければならない。

5 町長は、建物等における不良な状態を解消した場合においては、再び建物等における不良な状態が生じないようにするため、地域住民等による見守りその他の地域社会における孤立等の生活上の諸課題の解決に向けた取組が適切になされるよう、支援を行うものとする。

(調査等)

第 8 条 町長は、この条例の施行に必要な限度において、建物等における不良な状態の内容、当該建物等の使用及び管理の状況並びに当該建物等に係る堆積者の居住の状況、親族関係、就労の状況、心身の状態、福祉に関する制度の利用状況その他当該堆積者に関する事項について、当該堆積者に対して報告を求め、又は当該建物等の所有者等、堆積者の親族その他関係者に対して調査することができる。

2 町長は、堆積者を確知することができないときは、不良な状態にある建物等の所有者等その他関係者に対し、前項に規定する事項について必要な調査をすることができる。

3 町長は、堆積者及び不良な状態にある建物等の所有者等を確知することができない場合において、必要があると認めるときは、固定資産税の課税その他のこの条例に基づく事務以外の事務のために利用する目的で保有する情報で、かつ、不良な状態にある建物等の堆積者及び所有者等の連絡先等を確知するために有用な情報については、この条例の施行に必要な限度において利用することができる。

4 町長は、建物等が不良な状態にあり、又は不良な状態になるおそれがあると認めるときは、この条例の施行に必要な限度において、指定する職員に、当該建物等に立ち入り、その状態を調査させ、又は当該建物等に居住する者若しくは当該建物等の所有者等その他関係者（以下「調査対象者」という。）に質問させることができる。

5 町長は、前項の規定により職員を建物等に立ち入らせようとするときは、当該建物等に係る堆積者又は当該建物等の所有者等にその旨を通知しなければならない。ただし、当該堆積者又は当該所有者等にその旨を通知することが困難であるときは、この限りでない。

6 第 4 項の規定による立入り、調査又は質問（以下「立入調査等」という。）を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、調査対象者から請求があったときは、これを提示しなければならない。

7 町長は、この条例の施行のために必要があると認めるときは、官公署その他の規則で定める関係者に対して、堆積者及び不良な状態にある建物等の所有者等、堆積者の親族関係又は福祉に関する制度の利用状況その他町長が特

に必要があると認める事項について、情報の提供を求めることができる。

8 町長は、前項の規定に基づく情報の提供を受けるために必要な限度において、同項の関係者に情報を提供することができる。

9 立入調査等の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（指導又は勧告）

第9条 町長は、第7条の規定による支援によって建物等における不良な状態を解消することが困難であると認めるときは、当該建物等に係る堆積者に対し、堆積物の適切な保管、堆積物の処分その他の不良な状態を解消するための措置（以下「改善措置」という。）を行うよう指導することができる。

2 町長は、前項の規定による指導を行ったにもかかわらず、なお建物等が不良な状態にあると認めるときは、当該建物等に係る堆積者に対し、改善措置を行うよう期限を定めて勧告することができる。

3 町長は、建物等が不良な状態にあると認める場合であって、必要があると認めるときは、当該建物等の所有者等に対して、改善措置を行うよう指導することができる。

（命令）

第10条 町長は、前条第2項の規定による勧告を行ったにもかかわらず、なお建物等が不良な状態にあると認めるときは、当該建物等の堆積者に対し、期限を定めて改善措置を行うよう命ずることができる。

2 前項の規定による命令については、第1条の目的達成のために必要な限度において実施しなければならない。

3 町長は、第1項の規定による命令をしようとするときは、あらかじめ開成町建物等における物品の堆積による不良な状態の解消に関する審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴かななければならない。

4 町長は、第1項の規定による命令をするときは、当該命令を受けるべき堆積者に対し、命令書を交付しなければならない。

（行政代執行）

第11条 町長は、前条第1項の規定による命令を受けた堆積者が正当な理由なく当該命令に従わない場合において、他の手段によって当該命令に係る改善措置の履行を確保することが困難であり、かつ、その不履行を放置することが著しく公益に反すると認めるときは、行政代執行法（昭和23年法律第43号）の定めるところにより、自ら改善措置をなし、又は第三者にこれを行わせ、その費用を堆積者から徴収すること（以下「代執行」という。）ができる。

2 町長は、代執行をしようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴かななければならない。

（審議会）

第12条 町長の附属機関として、審議会を置く。

2 審議会は、町長の諮問に応じ、第1条の目的を達成するため、次に掲げる

事項について調査審議し、又は答申する。

(1) 第10条第1項の規定による命令及び前条第1項の規定による代執行に関すること。

(2) 建物等における不良な状態の解消及びその支援に関し町長が必要と認める事項

3 審議会は、建物等における不良な状態の解消及びその支援に関し、第9条第1項の規定による指導、同条第2項の規定による勧告その他必要な事項について、町長に意見を述べることができる。

(組織)

第13条 審議会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 公共的団体が推薦する者

(3) 前2号に掲げる者のほか、町長が必要と認める者

3 第2項の規定による身分又は資格に基づいて委員に委嘱された者がその身分又は資格を失ったときは、委員を辞したものとみなす。

4 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(委員の任期)

第14条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(守秘義務)

第14条 審議会の委員は、審議会の業務に関し知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和9年4月1日から施行する。

(開成町非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 開成町非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和37年開成町条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(目的)	(目的)

改正後	改正前
第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2の規定に基づき、次に掲げる非常勤の職員に対して支給する報酬及び費用弁償の額並びに支給方法について必要な事項を定めることを目的とする。法第21条第3項の規定による条例で定める資格は、次のとおりとする。 (1)～(45) (略) <u>(46) 建物等における物品の堆積による不良な状態の解消に関する審議会委員</u>	第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2の規定に基づき、次に掲げる非常勤の職員に対して支給する報酬及び費用弁償の額並びに支給方法について必要な事項を定めることを目的とする。法第21条第3項の規定による条例で定める資格は、次のとおりとする。 (1)～(45) (略) (新設)

次の改正前の表に掲げる別表を改正後の表に掲げる別表に下線で示すように改正する。

改正後			
別表（第2条関係）			
職名			報酬額
1～45	(略)	(略)	(略)
46	<u>建物等における物品の堆積による不良な状態の解消に関する審議会委員</u>	<u>会長の職にある者</u>	日額 9,400円
		<u>委員</u>	日額 8,500円

改正前			
別表（第2条関係）			
職名			報酬額
1～45	(略)	(略)	(略)
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)